



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>  
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
鳥取市若葉台南1-17  
TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311  
編集責任者 村澤幸二

## 第30回ゼロ災55無災害運動

スローガン

やれば安心 やらぬは慢心

手順を守って 55ゼロ災

平成30年11月7日(水)～12月31日(月)

ゼロ災55無災害運動は、年末に向けての55日間を運動期間（本年11月7日から12月31日まで）として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指した独自の取組で、平成元年度から毎年度実施し、本年度で30回目を迎えます。

会員事業場の事業者・労働者の皆様方には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

### ◎ゼロ災55「5つの柱」

- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・転倒災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・健康確保対策の推進

### ◎事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施

- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・『安全「見える化」とつとり運動』への取組の実施
- ・危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です ～はたらき過ぎは危険信号、あなたも職場も～

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は低下傾向にありますが、いまだ長時間労働の実態がみられます。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう。

### 1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ① 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準に適合したものとする必要があります。
- ② 特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ③ 休日労働についても削減に努めましょう。

### 2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計

画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

### 3 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ① 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ② 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### 過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内 (参加無料)

日時 平成30年11月19日(月)

13：30～15：45(受付13：00～)

場所 とりぎん文化会館 第1会議室(定員150名)

鳥取市尚徳町101-5

※詳しくは開催チラシをご覧ください。

## 県内初のえるぼし認定

鳥取労働局では、先般、県内で初めて、えるぼし認定（認定企業：（株）鳥取銀行、（社福）あすなろ会）を行いました。

女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、自社の女性の活躍に向けた「行動計画」の策定等を行った企業のうち、女性活躍推進に関する状況が優良な企業は、労働局への申請により認定を受けることができます。認定さ



（左から）鳥取銀行様 丸山局長 あすなろ会様

れると、厚生労働大臣が定める認定マーク（「えるぼし」マーク）を広告等に使えますので、企業イメージのアップ、優秀な人材の確保・定着が期待されます。各企業で行動計画を策定し、積極的に女性活躍の取組をしていただくようお願いします。鳥取労働局雇用環境・均等室では、参考となる行動計画のモデルや取組事例等を紹介しますので、気軽にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

鳥取労働局雇用環境・均等室（指導担当）  
電話 0857-29-1709

## 年次有給休暇を取得しましょう 仕事休もつ化計画

日本の年休取得率は低く5割を下回っています。労働者が自ら申し出なければ年休を取ることができず、年休取得を言い出せない労働者も多くいます。こうした事態を改善するため、労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与えることになりました。（ただし、計画的付与制度をはじめ、労働者が自ら取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。）

来年度の業務計画などの検討に合わせて、労使で話し合いが行われるものと思います。年次有給休暇の取得を考慮し、業務体制の見直し等や、年次有給休暇の計画的付与制度の導入等を検討してください。また、土日・祝日や、年末年始の休日に組み合わせて、連休を実現する「プラスワン休暇」の実施についても、検討をお願いします。年休取得に関するご相談は、「働き方改革サポートオフィス鳥取」（電話0800-200-3295）が、無料で応じていますので、気軽にご利用ください。

## 時間外労働等

### 改善助成金のご案内

労働基準法の改正により、時間外労働の上限規制が導入（中小企業は2020年4月1日～）され、時間外労働は、原則、月45時間、年360時間、臨時の、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）を限度に設定する必要があります。

時間外労働の上限時間を適切に設定し長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることができます。◎長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む（労働能率の増進に資する設備等の導入等）中小企業事業主の皆様を支援するための「時間外労働上限設定コース」、◎働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るため、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設ける「勤務間インターバル」の導入に取り組む中小企業の皆様を支援する「勤務間インターバルコース」の時間外労働等改善助成金の制度がありますので、ご活用ください。なお、助成金制度は、設備等を導入する前に、交付申請書等を労働局に提出する必要があります。今年度の申請期限が、12月3日（月）に迫っておりますので、ご留意ください。詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室または「働き方改革サポートオフィス鳥取」（電話0800-200-3295）へお問い合わせください。

## ハラスメント対応

### 特別相談窓口の開設

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについて、また、職場でのパワーハラスメントについての特別相談窓口を、鳥取労働局雇用環境・均等室に開設しています。

例えば、「妊娠を報告したら、事業主から退職してもらうと言われました。」「非正規の社員も、産休・育休をとれるのでしょうか？」「会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？」「ハラスメント対策はどうしたら？」などあらゆるご相談に対応します。相談は、匿名可、プライバシー厳守で、丁寧に対応します。ご相談ください。

（特別相談窓口）

鳥取労働局雇用環境・均等室

鳥取市富安2丁目89-9（鳥取労働局2階）

電話0857-29-1709

## 鳥取労働局長が事業場を視察

鳥取労働局長（丸山陽一）は、全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）の準備期間中である9月28日に、取組の一環として、リチウム電池及びニカド電池の一部を製造するFDK株式会社鳥取工場（岩美郡岩美町太田）を視察しました。

鳥取労働局長からの視察の趣旨説明後、事業場担当者からの事業概要及び労働衛生に関する取組についての説明がありました。

この事業場では、交替制勤務の見直しや、フレックスタイム制を導入することにより、時間外労働の削減に繋がっていることや、工場内に健康管理室を設置して保健師を常駐させていること、労働者の健康づくりのため、社員食堂のメニューに低カロリーの定食のみの日を設けていることなどが紹介されました。

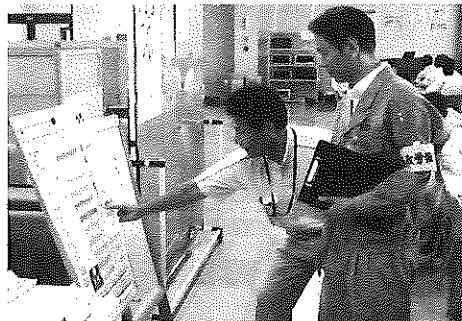
その後、工場及び社員食堂の巡回が行われました。工場内は、立ち仕事の労働者に腰痛予防用マットが配布されたり、防災用具もしっかりと準備されていた上、安全衛生に関する掲示も多く行われており、安全衛生のレベルはとても高い水準にありました。

社員食堂では、その日のメニューすべての品目に総力

ロリーや栄養成分表示がされており、労働者に対する健康管理の意識作りへの工夫が見られました。

ここ3年の定期健康診断の有所見率が20%台と低く、毎年減少傾向にあること、また有所見者の二次健診受診率が100%であるとのことであり、視察後の意見交換では、鳥取労働局から「御社の一つ一つの取組が、このような好結果に繋がっているのではないか。」との評価がありました。

鳥取労働局では、今回の視察を通じて得た情報を県内の事業場にも紹介し、労働災害防止活動や労働者の健康管理の参考としていただくとともに、過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策の推進、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害防止等について、各事業場での取組の促進を図ることとしています。



労働者の健康保持増進について説明を受ける丸山労働局長

## 冬季の積雪・凍結による転倒災害の防止について

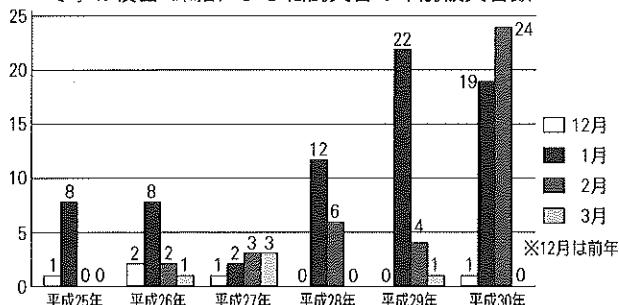
鳥取県において発生した労働災害を事故の型（どういった形で事故が発生したか）別でみたところ、「転倒」災害が最も多く、全体のおよそ4分の1を占めています。

全産業 各労働災害防止計画期間における死傷災害の業種別、事故の型別死傷者数(9次防～12次防)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はまれ巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	601	640	166	299	94	207	570	354	207	161	118	3417
10次防	530	584	144	189	78	182	433	274	201	146	118	2879
11次防	437	569	103	137	53	135	357	200	183	167	111	2452
12次防	463	599	113	147	40	134	291	159	156	188	100	2390
計	2031	2392	526	772	265	658	1651	987	747	662	447	11138

特に、冬季（12月～翌年2月）に積雪・凍結による転倒災害が多発している状況があります。

冬季の積雪・凍結による転倒災害の年別被災者数



冬季における積雪・凍結による転倒災害を防止するため、下記事項に取り組んでください。

### 1 事業場で取り組む転倒対策

#### (1) 凍結危険箇所の把握

雪が踏み固められて凍結しやすい駐車場、屋外通路、建物出入口など、事業場敷地内の危険箇所を把握しましょう。

#### (2) 凍結危険箇所の見える化

把握した危険箇所は、表示や危険マップで「見える化」をしましょう。

#### 【降雪・寒波予報時】

#### (1) 通勤・帰宅への配慮

労働者が安全に出勤・帰宅できることを優先し、必要に応じて勤務時間を柔軟に変更しましょう。

#### (2) 転倒防止マットの設置

建物出入口には、雪や水分を拭き取るためのマットを設置しましょう。（靴の底に雪・水分があると、これにより滑ってしまいます。）

#### 【積雪時】

#### (1) 危険箇所の凍結防止

把握した事業場敷地・建屋内の危険箇所の除雪、凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を徹底しましょう。

#### (2) 危険箇所への標識の設置等

通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合には、ポール等の標識を設置しましょう。

#### (3) 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の徹底

建物内外出入口付近や通路等の水濡れは、すぐに拭きましょう。

#### 2 通勤・外出時の転倒対策

#### (1) 転びやすい場所を知る

徒歩であっても油断は禁物。以下の場所では、雪が踏み固められてつるつるし、特に滑りやすくなります。

#### ◆横断歩道

白線は、氷の膜ができやすく、これにより滑りや

(次頁につづく)

## (前頁のつづき)

すいので留意する。

## ◆バスの乗降場所

乗降は、手すりにつかまり  
慎重に。

## ◆マンホール・側溝のふた

金属製の物の上は、雪によつてより滑りやすくなるので、きちんと足元を見て回避！



## ◆駅やお店の出入口付近

建物内外の出入口付近は、転倒多発地帯となりますので注意してください。

## (2) 転びにくい歩き方を知る

## ◆滑りにくい靴をはく

革靴、ハイヒールは危険です。冬用の靴が柔らかいゴム底や溝の深い靴（溝に雪が詰まると、滑るので注意！）を着用しましょう。

## ◆小さな歩幅でゆっくり歩く

小さな歩幅で、かかとから着地するのではなく足の裏全体で着地し（かかとからでは、路面の状況で滑ってしまう）、あらかじめ少し膝を曲げてゆっくりと歩く等、路面に合った歩き方をしましょう。

そのためには、時間に余裕をもった行動が不可欠です。

また、急に走る、急に曲がるなどの行動は、転倒リスクが高まるので避けてください。

## ◆両手をあける

ポケットに手を入れたり、両手に物を持っていると、バランスを崩しやすく、転倒時に受け身がとれません。

手袋を着用すれば、転倒時の手の保護にもなります。

また、歩行しての携帯電話・スマートフォンの使用は、通話等に気をとられ転倒リスクが高まるので避けてください。

## 鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 762円	平成30年10月5日

1 鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使

用者に適用されます。

## 2 最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（電話0857-29-1705）又は各労働基準監督署にお問合せ下さい。

**最低賃金**

左上: 今よりも、働く上でも、最低限のルール。  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

右上: 今年も変わります！

下部: 鳥取県 最低賃金  
平成30年  
10月5日から  
(時間額)  
**762 円**  
24円 UP

左下:  最低賃金に関するお問い合わせ  
http://www.tottori-lm.info/

右下:

### 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。

チェックの方法は？  チェックしたい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法	
1 時間給の場合	時間給 × 1時間賃金(時間額)
2 日給の場合	日給 ÷ 8時間 = 時間給 × 1時間賃金(時間額)
3 月給の場合	月給 ÷ 1ヶ月平均労働時間 = 時間給 × 1時間賃金(時間額)
4 上記1,2,3が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 日当(月当・日当など)が 月給の場合 時給の場合 時給(日給) → 2の計算で時間給を出す 日当(月当・日当など)が 月給の場合 時給(日給) → 3の計算で時間給を出す ①②を合算した後、最終賃金額(時間額)

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金の引上げを支援します。